三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満（一、八四・五MHz以上一、九一五・七MHzを除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五一dBm以下の値

注　送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

イ　基地局を通信の相手方とするもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満（一、八四・五MHz以上一、九一五・七MHzを除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一dBm以下の値

注　送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

○総務省告示第三百三十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第一号ヘ、第四十九条の六の十第一項第一号ヘ及び第四十九条の二十九第一項第一号ホの規定に基づき、キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局がキャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信は、二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の搬送波を使用する通信であって、携帯無線通信を行う基地局の免許人又は広帯域移動無線アクセスシステムの基地局（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）の免許人を提供主体とする役務の用に供するものとする。

○総務省告示第三百四十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

第二項第六号中「第四十九条の六の九」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

○総務省告示第三百四十一号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）別表第一号二の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十九号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

第八中「第四十九条の六の九」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

別表第七号中「第四十九条の六の九」の次に「又は第四十九条の六の十」を加える。

○総務省告示第三百四十二号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の八の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

別表第五号第4中「第49条の6の9に規定する」を「第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する」に改め、同第4の3中「第49条の6の9」の次に「又は第49条の6の10」を加え、同第4の4中「6サブフレーム又は7サブフレーム後」を「6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレーム」に改める。

○総務省告示第三百四十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の十二から第三十二条の十五まで及び第三十二条の十七（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を次のように定める。

なお、平成二十五年総務省告示第百四十六号（端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）は、廃止する。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九又は第四十九条の六の十に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（以下「インターネットプロトコル移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件等は、以下のとおりとする。

一　送信タイミングの条件

インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示されたサブフレームにおいて送信を開始するものとする。この場合において、当該送信の開始時点における送信タイミングの偏差は、（±）一三〇ナノ秒の範囲であること。